

令和 2 年度

消防委員会（第 2 回）会議結果

1 開催日時 令和 3 年 3 月 19 日（金）午前 10 時～午前 11 時

2 開催場所 成田市花崎町 760 番地
成田市役所 6 階 大会議室

3 出席者
消防委員

佐藤 弘、村島 義則、山口 貫司、長谷川 能正、伊藤 正美、岩館 剛三郎
京須 與一、小泉 町子、小倉 ひとみ、藤江 伸治、大野 勝也

11 名

出席職員

消防長（鬼澤 正春）、次長（青野 穰）
消防総務課長（毛呂 克巳）、予防課長（鈴木 俊幸）
警防課長（池田 博美）、指揮指令課長（檜垣 勝美）
成田消防署長（鶴澤 正明）、赤坂消防署長（弓田 春男）
三里塚消防署長（木村 正）、大栄消防署長（松尾 芳幸）

10 名

消防団

団長（湯浅 雅明）、副団長（藤崎 和彦）、副団長（中川 浩史）

3 名

事務局

消防総務課長補佐（竹尾 正明）、消防総務課主幹兼総務人事係長（藤崎 伸幸）
消防総務課主査（久保木 章智）

3 名

4 議事

報告第 1 号 令和 3 年度予算の概要について

毛呂消防総務課長：

令和 3 年度予算の概要についてご説明申し上げます。

資料の 2 ページをお開きください。

消防費当初予算歳入歳出の概要でございます。

はじめに歳入であります。令和 3 年度も国庫及び県補助金等を活用して消防車両等の整備を図ってまいります。分担金及び負担金といたしまして、神崎町消防費事務委託金が 119,839 千円であります。手数料といたしまして、危険物取扱に係る申請手数料及び検査手数料といたしまして 3,206 千円あります。国庫補助金であ

りますが、令和 3 年度は緊急消防援助隊登録車両の更新など、対象となる事業はありません。県費補助金であります。オリンピック・パラリンピック警備に係る資機材及び消耗品、消防団車両といたしまして消防ポンプ自動車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 3 台、消防団員の活動服等の整備に係る補助分といたしまして 7,398 千円を予定しております。雑入といたしましては、高速道路における救急業務受託事業収入、消防団福祉共済費返還金など 5,905 千円を予定しております。市債、消防債でございますが、常備消防では消防車両・装備強化整備事業債、非常備消防では消防団車両・装備強化整備事業債と消防団拠点施設整備事業債で、199,900 千円を予定しております。歳入合計は、336,272 千円で、前年度比 52,243 千円の増額となります。増額の主な要因といたしましては、消防車両・装備強化整備事業債にて三里塚消防署の化学消防自動車の更新、消防団車両・装備強化整備事業債にて、消防ポンプ自動車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 3 台の更新、消防団拠点施設事業債で 3 カ所の建設工事を行うことから増額となったものでございます。

次に、歳出でございますが、消防費の総額は 2,634,917 千円で市予算との構成比は、4.3 パーセントであります。消防費は、消防本部、消防署の運営に係る常備消防費、消防団の運営に係る非常備消防費、消防団施設や消防水利を整備するための消防施設費で、その構成割合は資料の円グラフのとおり、常備消防費が 2,380,332 千円で 90.34 パーセント、非常備消防費が 176,868 千円で 6.71 パーセント、消防施設費が 77,717 千円で 2.95 パーセントであります。下段の棒グラフは年度ごとの消防費を区分別にお示しをさせていただきました。

3 ページをご覧ください。

令和 3 年度消防費事業別の予算について、対前年度比でお示しさせていただいております。主な事業について御説明させていただきます。

まず、常備消防費の主な事業といたしまして、人件費が 2,009,354 千円で、消防費全体の 76.26 パーセントを占めております。消防に関する経費につきましては、車両の燃料費、ＯＡシステムの借り上げ料など 44,873 千円であります。消防委員会に関する経費は 255 千円であります。消防庁舎整備事業につきましては、本年度に赤坂消防署公津分署の外壁改修工事を行いました。来年度は対象事業がありません。消防庁舎等管理事業につきましては、消防庁舎等に関する光熱費及び修繕・各種委託業務など 55,747 千円であります。

次に、警防課の消防車両・装備強化整備事業につきましては、消防車両の更新及び修理や車検など 156,973 千円で、主な事業といたしましては三里塚消防署の化学消防自動車を更新整備するものであります。

次に、指揮指令課の共同指令センター運用事業につきましては、ちば消防共同指令センターの維持管理に係る経費 45,789 千円でございます。

非常備消防費の主なものといたしまして、消防団に関する経費につきましては、消防団員の報酬や負担金など 113,104 千円であります。消防団員被服貸与事業につきましては、15,187 千円でありますが、消防団活動に必要な活動服や安全装備品などを貸与するもので、令和 5 年度までにすべての消防団員に各 2 着の活動服を貸与するため、引き続き活動服の貸与を継続してまいります。消防団車両・装備強化整

備事業につきましては、消防団車両の更新及び修理など 46,894 千円で、主な事業といたしましては第 2 分団第 6 部（北須賀）の消防ポンプ自動車と、第 9 分団第 4 部（小浮）、第 11 分団第 7 部（新田）、第 12 分団第 6 部（川上）の小型動力ポンプ付積載車を更新整備いたします。

消防施設費の主なものといたしまして、消防団拠点施設整備事業につきましては、消防器具庫の建設工事及び各種委託料など 65,408 千円で、第 3 分団第 6 部（押畑）、第 6 分団第 1 部（北羽鳥北部）、第 12 分団第 2 部（前林第一）の消防器具庫の建て替えを予定しております。

消防水利整備事業につきましては、貯水槽や消火栓などの消防水利の維持管理、水道事業者が実施する消火栓設置事業への負担金など、11,559 千円でございます。

以上、消防費合計 2,634,917 千円で昨年度比 19,703 千円の減額であります。

令和 3 年度当初予算につきましては、予算特別委員会での審議を経て、今月 18 日に閉会いたしました市議会 3 月定例会において承認されましたことを御報告いたします。

以上、令和 3 年度当初予算の概要及び主要事業の説明とさせていただきます。

報告第 2 号 令和 2 年消防概要について

鈴木予防課長：

予防課から令和 2 年消防概要のうち、火災概要について御報告いたします。

資料の 5 ページをお開き下さい。

令和 2 年の火災件数は 51 件で、前年より 15 件減少しております。火災種別では建物火災が最も多く 24 件で前年より 7 件減少し、続いて、その他の火災が 14 件で 10 件減少しています。林野火災が 2 件増加し、車両火災の増減はありません。出火原因にあつては、昨年の火災調査書が全て作成されておらず、確定していませんので掲載しておりません。確定値ではありませんが、電気関係、タバコ、放火・放火の疑いが上位を占め、たき火、火入れ、焼却炉を合計した焼却行為によるものが 7 件で、昨年に比べ 8 件減少しております。

次に過去 10 年間の火災件数ですが、表のとおり増減を繰り返し、平成 28 年からは毎年 70 件を下回り、過去 10 年間では昨年が 1 番少ないです。

資料 6 ページをご覧ください。

月別火災件数は、3 月、4 月が 7 件で最も多く、12 月が 1 件で最も少ない月でした。

地区別火災件数は、成田地区が 12 件で最も多く、次いで遠山地区の 9 件でした。久住地区、神崎町での火災はありませんでした。

また、昨年の火災では、死傷者は出ておりません。

令和 2 年の火災概要については、以上です。

池田警防課長：

それでは、令和 2 年の救急・救助概要について御報告をさせていただきます。

資料の 7 ページをご覧ください。

令和 2 年中の救急出動件数は 5,919 件、昨年比で 1,580 件減少、搬送人員が 5,194 人、前年比で 1,344 人減少しております。1 日平均、約 16 件救急出動し、約 14 人が搬送されたこととなります。

出動件数を過去 10 年間で比較しますと、令和元年までは毎年増加していましたが、令和 2 年は最も出動が少ない状況となりました。原因として新型コロナウイルス感染症の影響により、市民が外出を控えたことや成田国際空港の利用者の減少が救急出動件数にも影響しているものと思われます。

8 ページをお開きください。

事故種別救急出動件数であります、急病が 3,867 件と最も多く、以下、一般負傷、その他の順となっております。

月別救急出動件数では 1 月が 633 件と最も多く、以下、8 月、10 月、11 月となっております。

9 ページをご覧ください。

次に救助出動の概要についてであります、令和 2 年中の救助出動件数は 73 件で、種別ごとの件数では「その他の事故」が 42 件と最も多く、続いて交通事故が 24 件となっております。

「その他の事故」とは、施錠された室内に急病人がいるなど鍵やドアの破壊が必要となるケースなどで、42 件のうち 30 件がこれにあたり、反転やいたずら、現場なしの場合もその他の事故に該当します。

次にその他の出動の概要であります、令和 2 年中のその他の出動件数は 912 件で、種別ごとの出動件数では、P A 連携が 478 件、続いて救急支援の 160 件、緊急確認の 157 件でありました。

救急、救助、その他の出動概要については以上となります。

【質疑等】

大野委員：令和 2 年中の主な収容病院ごとの人数を教えてください。

池田警防課長：成田赤十字病院が 2,482 人、国際医療福祉大学成田病院が 609 人となっております。なお、国際医療福祉大学成田病院につきましては、4 月の開院以降の人数となっております。

檜垣指揮指令課長：

それでは令和 2 年のちば消防共同指令センター及び成田市の 119 番通報の指令統計概要についてご説明いたします。

資料 10 ページをお開きください。

119 番通報の月別統計をご覧ください。ちば消防共同指令センターでは、令和 2 年に 199,657 件の通報があり、令和元年と比較しますと 34,065 件減少しております。成田市においても、令和 2 年には 7,992 件の通報がありましたが、令和元年と比較しますと、2,827 件減少し、約 3 割減少しております。成田市にあっては、全体的に減少しておりますが、特に 4 月、5 月、9 月は約 4 割減少しており、これは新型コロナウイルスの感染拡大による影響と思われます。

次に 119 番通報種別統計をご覧ください。記載の件数は 119 番通報を受付時に災害種別ごとに選別し、出動指令を行ったものを計上しております。種別統計ですが、すべての種別で前年と比べると減少しており、主だった種別としましては、成田市

では火災が 11 件、救急が 1384 件減少しております。

以上、大変雑駁ではございますが、令和 2 年指令統計のご説明といたします。

報告第 3 号 成田市消防団条例の一部改正について

毛呂消防総務課長：

報告第 3 号「成田市消防団条例の一部改正について」ご説明させていただきます。
資料 12 ページをお開きください。

地域の実情に精通した消防団は、災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を守るため、地域密着性、動員力及び即時対応力の面でも優れており、地域防災力として必要不可欠な組織であります。しかしながら、消防団員のサラリーマン化が進み、平成 31 年 4 月 1 日現在で消防団員の被雇用者の割合は全国平均で 73.8%、本市消防団においても、令和 2 年 4 月 1 日現在で被雇用者の割合が 75.9%と高い割合を示しております。国においては、全ての災害活動等に参加する消防団員の確保が難しい状況を鑑み、地域住民が参加しやすい環境を作るため、各市町村で特定の活動にのみ参加する機能別団員を導入し、地域実態に合った消防団組織及び制度の多様化を図っていくことが示されております。

これらのことから、特に平日日中の有事の際に消防団員が集まらず、出動ができないといった事態にならないよう、確実に出動できる初動体制を確保するため、平日日中の災害出動を主な任務とする消防吏員の O B 及び消防団員の O B から構成する機能別団員を新たに導入し、地域防災力の維持を図ろうとするものです。

機能別団員の活動時間は、人員確保が厳しい平日の午前 7 時から午後 7 時までで、年報酬につきましては、基本団員の概ね 3 分の 1 が活動時間となることから、基本団員の約 3 分の 1 の 1 万円、出動手当につきましては、基本団員と同額を支給いたします。活動服は基本団員と同じものを着用いたしますが、当面の間は分団内で調整していただき、要望により購入することとしています。基本団員への支給を優先していることから、今後、順次対応していきたいと考えております。

条例等の改正につきましては、機能別団員に係わる規定を追加するとともに、消防組織法第 23 条及び国から示されている準則を勘案し、欠格条項及び分限の規定を追加いたしました。

本条例にあっては、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、機能別団員として 37 名が入団する予定です。

以上、成田市消防団条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

【質疑等】

村島委員：37 名でスタートし今後増えていくと思うが、行事に出ないとなると名前だけで実態がない機能別団員の発生など、基本団員への影響を精査して運営してもらいたい。また、事故防止の観点から、年に 1、2 回の訓練はやってもらいたい。

毛呂消防総務課長：わかりました。

報告第 4 号 成田市火災予防条例の一部改正について

鈴木予防課長：

報告第 4 号「成田市火災予防条例の一部改正について」御報告いたします。

資料 14 ページをご覧ください。

火災予防条例で規制するコンロやボイラー、ストーブ、変電設備などの対象火気設備に、平成 24 年、それまで変電設備の規制を受け、各消防本部において運用にバラつきがあった電気自動車用急速充電設備を新たに追加し、火災予防条例で規制することになりました。

出力の規制範囲は、当時、普及が進んでいた 50kW 以下としましたが、近年、電気自動車ユーザーの走行距離の延伸ニーズに伴い、大容量の電池を搭載する電気自動車の開発が進められ、それらの短時間充電を可能とするために、電気自動車用急速充電設備の規格の策定・普及を行う団体において、全出力 150 から 200kW の急速充電設備の規格が策定され、今後、高出力の急速充電設備の普及が予想されるため、関係省令の改正が行われ、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることから、3 月議会において成田市火災予防条例の一部を改正したものです。

改正内容にあつては、出力の上限を 50kW から 200kW へ拡大し、拡大に伴う基準の整備、50kW を超える急速充電設備の設置に届出を要することとしたものです。

次ページにイメージ図を添付しておりますので、御参考にしてください。

以上で、「成田市火災予防条例の一部改正について」の説明を終わります。

【質疑等】

小倉委員：市内に急速充電施設は何か所あるのか

鈴木予防課長：空港内、自動車ディーラー、大型ショッピング施設やコンビニエンスストアなど 14 カ所にございます。

報告第 5 号 新型コロナウイルス感染症の対応について

池田警防課長：

報告第 5 号、新型コロナウイルス感染症の対応状況についてご説明させていただきます。

資料の 17 ページをご覧ください。

まず、新型コロナウイルス感染症疑いを含む患者の出動状況でございますが、本年 2 月末日時点での出動件数は 184 件であり、そのうち、陽性者及び病院搬送後に陽性と判明した患者数は 127 人でありました。

次に新型コロナウイルス感染症陽性患者の救急要請先についてであります。成田ゲートウェイホテル及びザエディスターホテルといった県で運用している宿泊療養施設から 90 人、医療機関から 22 人、自宅から 12 人、その他が 3 人となっております。その他の内訳は空港内が 2 人、宿泊施設からの要請が 1 人となっております。

次に新型コロナウイルス感染症陽性者搬送先医療機関についてであります。国際医療福祉大学成田病院、成田赤十字病院、成田富里徳洲会病院などの医療機関に

多くの患者の受け入れの御協力をいただいております。医療機関への搬送者数が125人と2人少ない理由は、救急要請はありましたが保健所対応となり、不搬送となった事案が2件あったことによります。

次に新型コロナウイルス陽性者を含む令和元年と令和2年の救急搬送の状況についてであります。病院交渉回数では令和元年の平均は1.19回、令和2年の平均は1.14回と減少しており、平均現場滞在時間にありまして、令和元年は21分18秒、令和2年は20分33秒と減少していることから、他市町で報告されている救急患者の受け入れ困難事例は、今のところ本市では発生していないものと認識しております。今後、感染症患者の増加によっては、受け入れ困難となる事例が発生する可能性もあるため、これからも県や保健所等と連携を図っていきたいと考えております。

今後も職員の感染防止対策には万全を期して、救急対応をまいります。

報告第6号 成田市東町・田町地先の建物火災について

鶴澤成田消防署長：

成田消防署から、消防委員の皆様にもご心配をおかけしました、2月17日の未明に東町・田町地先で発生しました建物火災について御報告をさせていただきます。

19ページをお開きください。

覚知日時ですが、令和3年2月17日4時32分、付近住民からの通報で「建物が燃えている、逃げ遅れはない」との通報が入りました。その後付近住民より多数入電している状況でありました。発生場所につきましては、成田市東町地先で、この時点では田町地先の火災は認知しておりません。

続いて、当日の気象状況ですが、気温7.8度、風向は西、平均風速7.2m/s、瞬間最大風速は18.5m/s。強風注意報、乾燥注意報が発令されておりました。

鎮火につきましては、同日10時37分となりまして覚知から約6時間の活動となっております。

出動部隊数は、消防本部が出動車両15台、池田警防課長以下82名。消防団につきましては、出動車両19台、藤崎副団長以下131名となっております。

続いて活動内容の時系列についてご説明いたします。

4時32分に入電し、40分に現場到着した本部指揮隊長が火災は最盛期であり、周囲建物への延焼中であることを確認し、第2出動に増強。50分に周囲を確認中であつた成田救急隊長から田町地先でも火災が発生している報告を受け、本部指揮隊長から消防力劣勢に伴い、第3出動が下命。本部においても警防活動本部を設置し、情報収集及びマスコミ対応に努めております。この時点で、東町地先を第1現場、田町地先を第2現場として活動することとしました。

6時25分に田町地先の第2現場が鎮圧、7時16分第1現場が鎮圧となりました。

8時30分に第2現場鎮火、10時37分第1現場鎮火となっております。

続いて被害状況ですが、全焼が6棟、部分焼が10棟、焼損面積は約700㎡、焼損表面積約200㎡、また、車両6台が焼損しております。り災世帯は11世帯、り災人員は29名の被害となっております。なお、けが人等は、発生しておりません。

出火原因については、現在調査中となっております。

20ページをご覧ください。

上段が東町地先の第1現場の全景となります。この現場では全焼が3棟、部分焼が5棟、焼損面積約340㎡、焼損表面積約130㎡、車両3台焼損となり、り災世帯

が5世帯、り災人員が8名の被害がありました。

下段が田町地先の第2現場の全景となります。この現場でも全焼が3棟、部分焼が5棟、焼損面積が約360㎡、焼損表面積約70㎡、車両3台焼損となり、り災世帯が6世帯、り災人員が21名の被害がありました。

21ページをお開きください。

こちらは活動中の写真となります。当日は、かなりの強風で、火の勢いが凄まじかった様子を確認いただけるかと思います。

以上、東町・田町地先の建物火災について、成田消防署からの報告とさせていただきます。

【質疑等】

大野委員：資料の写真はドローンにより上空から撮影したものと思うが、活用状況はどうか。

池田警防課長：5件の火災に出動しています。また、訓練にも使用し、事後検証に活用しております。

5 その他

【質疑等】

伊藤委員：大栄消防署の訓練塔は仮設であり、以前から建設を要望しているので、一刻も早い実施を要望する。併せて、圏央道の建設で大栄消防署の救助出動は増加が見込まれることから、専任救助隊にしたいと以前から要望しているがいかがか。

青野次長：大栄消防署の訓練塔につきましては、仮設で老朽化が進んでおり、改修が必要であることは認識しております。三里塚消防署の建設工事や新型コロナウイルス感染症対策等の様々な事業の優先順位のなかで、適宜対応してまいりたいと思います。

大栄消防署の専任救助隊につきましては、消防本部全体の人員の増やす必要があり、現在、検討委員会を立ち上げて消防本部の適正な人員数を検討しております。

6 傍聴者

0人

7 次回開催日時（予定）

令和3年6月